

日本アスレティックトレーニング学会倫理規定

(趣旨)

第1条

日本アスレティックトレーニング学会会員はアスレティックトレーニングの情報提供、技術供与、そして研究活動で得た知見を通じて、アスリート（スポーツ実践者）の安全、健康、衛生管理、環境の向上に寄与する責務を有する。

(会員の基本的行動規範)

第2条

1. 社会に対する責務

会員は自身の活動を通じて、アスレティックトレーニング学に関する知識、技術、経験を生かし、常にアスリート（スポーツ実践者）及び社会のために尽くさなくてはならない。

2. 法令等の遵守

会員はアスレティックトレーニングの提供及び研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令及び関連規定等を遵守し、アスリート（スポーツ実践者）への指導や研究遂行における道義的責務を果たさなくてはならない。

3. 差別の禁止

会員は自身の活動（支援活動や研究活動など）において、人種、性、地位、思想・宗教、障害の有無などによって個人を差別してはならない。

4. ハラスメントの禁止

会員は自身の活動（支援活動や研究活動など）において、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメントにあたるいかなる言動・行為をしてはならない。

5. 教育

会員は後進の育成に努め、アスレティックトレーニング学を通じて研究、技術、知識、環境について高度な倫理観を涵養するよう指導、教育しなくてはならない。

6. 啓発

会員はアスレティックトレーニング学の普及・発展に貢献しなくてはならない。

(研究活動)

第3条

1. 研究対象者への配慮

会員は研究の対象（動物等を含む）や研究協力者に対して法令や関係規則を遵守し、安全性や個人情報の保護に努め、同意を得なくてはならない。

2. 調査・研究成果の剽窃、盗用、捏造、改ざんの禁止

会員は他の研究者の結果の剽窃、盗用及び研究結果の捏造、改ざんなど研究活動の不正行為を行わず、公正な立場を堅持しなくてはならない。

3. 成果の公開と説明

会員は自身が遂行する研究の内容や意義を積極的に説明し、その研究成果が社会に与える影響について公益性・客観性をもって公表し、社会還元に努めなければならない。

4. 利益相反

会員は「日本アスレティックトレーニング学会倫理・COI 規程」を遵守し、利益相反状態について開示、説明しなくてはならない。

5. オーサーシップ（著者資格）

オーサーシップ（著者資格）は以下の条件を満たした者とし、著者基準に満たない者を著者として列記してはならない。

- 1 著者（共著者を含む）は研究の着想と企画、データの取得、分析、解釈のいずれかに実質的な貢献をしている。
- 2 著者（共著者を含む）は研究成果の最終版を承認している。
- 3 著者（共著者を含む）は研究成果に対して責任を共有している。